

仕様書

1 委託業務の名称

とやま伝統産業プロデューサー人材育成プログラム運営業務

2 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託業務の目的

本県には、高岡銅器、井波彫刻、高岡漆器、庄川挽物木地、越中和紙、越中福岡の菅笠の6つの国指定伝統的工芸品がある。また、越中瀬戸焼、高岡鉄器、高岡仏壇、とやま土人形、富山木象嵌の5つの県指定伝統工芸品がある。しかし、景気の動向や生活様式の変化、安価な輸入品の増加等により、全国的にも売上げが減少し、県内においては販売額・従事者数がピーク時から大きく減少するなど、厳しい局面を迎えている。

そこで本事業では、喫緊の課題である売上・従事者数減少に対処するため、伝統工芸を現代のライフスタイルにアップデートして早急に売上を回復する「プロデューサー人材（※）」を育成することで、県内各産地の基礎体力を強化するとともに、これまで産地が培ってきた全国のデザイナー・クリエイターとの豊富なネットワークやコミュニティを活用して、プロデューサー人材と意欲ある伝統工芸事業者をマッチングすることにより、新たな企画・商品の創出を目指す。

（※）クリエイターの発想を持ちつつ、事業プロデュース・ディレクションができる人材

4 委託業務の内容

本事業は、伝統産業における人手不足の解消や時代のニーズに求められる売れ筋商品の開発・販売による産地振興を図るため、若手職人の技術習得支援や商品企画・販売促進に関するプロデュース力向上を目的とした人材育成プログラムを開催するものである。

受託事業者は、プロデューサー人材の育成に向けて、次の事項についての企画・運営を行う（会場手配、講師・受講者等との連絡調整を含む）。

（1）プロデューサー人材の育成

- ①伝統工芸の技術を活かした商品開発のメソッドや伝統工芸の価値向上に効果的なマーケティング戦略等のプロデュース力向上に必要な新たな商機を学び、産地の知識・ネットワークをアップデートするプログラム（年6回以上（※））を実施する。

（※）オンライン開催も含めてよい。

②受講者は学んだスキルをもとに自らプロジェクトを展開することとし、その進捗状況や課題については、適宜講師陣等からフィードバックを得る。

③年度末にはプロジェクトの成果を報告する最終報告会を開催する。

なお、事業計画の作成にあたっては、伝統工芸事業者等にヒアリングなどを実施してニーズを十分踏まえたものとする。また、事業計画には、次の基本的な事項を盛り込むものとする。

<事業計画の基本項目>

- ・プロデューサー人材育成による産地振興のビジョン
- ・各プログラムのスケジュール、講師（専門家）の候補、講義内容（テーマ等具体的に）
- ・受講者の確保方策と確保見込み
- ・受講者に対するフォローアップイメージ

<留意事項>

- ・受講者は、県内外・伝統工芸事業者を問わず富山県の伝統工芸の活性化に意欲のある方15～20名を想定している。
- ・講師に対する謝礼、旅費は委託料から充当するものとする。
- ・受講料はプログラム全体で社会人30,000円、学生10,000円に設定し、委託料と相殺することで富山県への納入は求めない。
- ・提案では、今年度の事業内容だけでなく、2～3年計画とした場合に、どのような事業展開でプロデューサー人材を育成していくかの方針も提案すること。
- ・初回のプログラムは令和8年7月中、最終報告会は令和9年3月までに開催すること。

(2) 受講者と講師陣等とのネットワーク構築

①受講者と講師陣を対象とした県内伝統工芸事業者の工房視察ツアーを実施し、協業による新規商品開発や販路開拓へと繋げる。

②産地の知識・ネットワークをアップデートできる人材を外部から呼び込み研修交流会を開催することで、常に産地に最新のトレンドが提供される環境を構築する。

<留意事項>

- ・工房視察ツアーにかかる費用（バス借上料等）は、委託料から充当するものとする。

5 成果物及び提出物

本業務完了後、事業結果報告書を電子データにて提出すること。

6 守秘義務

受託事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

7 その他

- (1) 企画提案書では、プロポーザル受講者の創意工夫を生かした提案が可能であり、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案をすることができます。
- (2) この仕様書は、プロポーザル実施用のものであり、委託契約時には受託候補者との協議内容等を踏まえ、これを修正することがあります。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託事業者が必要に応じて協議するものとします。
- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできません。
- (6) 委託業務に伴って生じた著作権については、原則として富山県に帰属するものとします。また、受託事業者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を得るとともに、県にその旨を書面により報告するものとします。
- (7) 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合があります。